

議案第十三号

特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

次のおり特別職の職員で常勤のものゝの給与及び旅費に関する条例の一部を改正すること  
について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本  
議会の議決を求めらる。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十三年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の

一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号及び第五号を削る。

第二条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「及び期末手当」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「及び寒冷地手当」を削る。

附則第三項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

職名	給料月額
町長	六六八、〇〇〇円
助役	五三六、〇〇〇円
収入役	五〇一、〇〇〇円

別表第二の一中

町長	助役	収入役	館長	固定資産評価員
----	----	-----	----	---------

を

町長	助役	収入役
----	----	-----

に改める。

附則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。